様式第十五号（第十条の十八関係）

許可番号　第０７６７０００９７７０号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住　所　北九州市若松区南二島四丁目５番７号

氏　名　久屋産業　株式会社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　久保山　功二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第６項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長　北　橋　　健　治　印

許　可　の　年　月　日　　令和　４年　６月　１４日

許　可　の　有　効　年　月　日　　令和　９年　６月　１３日

１　事業の範囲

事業の区分
中間処理業（焼却）

特別管理産業廃棄物の種類
廃　　油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃　　酸（水素ｲｵﾝ濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃アルカリ（水素ｲｵﾝ濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
感染性産業廃棄物
以上４種類

２　事業の用に供するすべての施設

施設の種類：焼却施設
産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物　以上４種類
設置場所　：北九州市若松区南二島四丁目４９５番８９
設置年月日：平成１９年６月１４日
処理能力　：廃　　油　１日あたり１．４立方メートル（２４時間）
廃　　酸　１日あたり２．４立方メートル（２４時間）
廃アルカリ　１日あたり２．４立方メートル（２４時間）
感染性産業廃棄物　１日あたり２１．６トン（２４時間）
許可年月日：平成１８年１２月２６日
許可番号　：第３８８－１号、第３８８－２号

３　許可の条件
な　し

４　許可の更新又は変更の状況
平成１９年　６月１４日　新規許可
平成２４年　６月１４日　更新許可
平成２９年　６月１４日　更新許可
令和　４年　６月１４日　更新許可

５．規則第１０条の１６第２項の規定による許可証の提出の有無　　無